

平成30年度運輸安全マネジメントに関する取組みについて

株式会社 秀和観光

秀和観光においては、旅客自動車運送事業における輸送の安全を確保するために、全社員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 安全管理規程（別添）

2. 安全統括管理者：

取締役総務部長 山口 達博

3. 輸送の安全に関する基本的な方針

① 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたしてまいります。また、安全の確保に関する現場の声に真摯に耳を傾けると共に、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。

② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）

を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

[経営方針]

秀和観光は、安全に関する基本方針「安全は全てに優先する」「安全なくして事業の繁栄、継続はあり得ない」のもとに更なる安全運行の追及を最優先するとともに、以下三点の大きな経営課題に取り組むことを通じて、地域の公共サービスの発展、そして地域経済の発展に貢献します。

- 地域社会・地域経済との真の共栄
- 「公共交通回帰の実現」
- 広域連携効果の創出

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成29年度達成状況及び30年度目標

〔区分〕	〔H29年度目標〕	〔H29年度状況〕	〔H30年度目標〕
重大人身事故	0件	0件	0件
車両故障事故			0件
物損事故	0件	3件	0件

※物損事故は構内・単独物損事故を含。

※物損事故（有責） —— 対前年+1件

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

※人身事故 —— 0件

(3) 平成30年度重点目標

「重大人身事故 0件」「有責事故 0件」「教育・研修の更なる強化」

5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程第三章第8条及び別添（運輸安全マネジメント体制組織図）参照

6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (6) 貸切バス運行を委託手配したグループ企業及び委託手配したバス会社の輸送の安全の確保を阻害するような運行にならないよう運行時間・経路の設定等について運行手配書に明記し、「バス運転手の労働時間等に関する厚生労働省告示」に違反するような行為を行わないとともに、手配バス会社の輸送の安全の向上に協力するように努めます。

7. 輸送の安全に関する計画

- (1) ① 安全管理規程第二章第6条の規程及び安全運行指導協議会の活動計画により事故防止を図るとともに別添（平成30年輸送の安全に関する指導・教育計画について）の通り実施し、輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底させると共に、乗務員指導室を中心に新人運転士教育を更に充実させます。
- ② 春・秋の全国交通安全運動期間、年末年始の輸送安全総点検期間中には役員及び本社部門が現地に出向いて各営業所の運行管理状況を把握すると共に「安全運行確保」に係る指導を実施します。
- ③ ドライブレコーダーを活用した安全運行確保に資する指導を実施します。
- ④ ドライブレコーダーの映像を活用し接客向上を図ります。
- ⑤ 事故防止に係るコンサルティングを積極的に活用します。
- ⑥ ヒヤリハット体験収集強化月間を実施し、事故防止についての教育・訓練等に活用します。
- (2) 輸送の安全に関する投資
- ① 車両については、車齢・総走行キロを勘案し計画的に代替します。
- ② 輸送の安全性向上のため衝突軽減ブレーキ等装着車については計画的に導入を進めます。
- ③ タイヤの交換は、走行キロ、冬季走行等を勘案し計画的に実施します。
- ④ 事故防止に係るコンサルティングを積極的に活用し、事故削減に努めます。
- ⑤ 乗務員指導室を中心とした教育・研修の更なる強化を行うと共に、勤続3年未満の運転士を中心に、「事故予防のための安全習慣」研修を継続実施します。

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程第四章第13条及び別添（運輸安全マネジメント体制組織図）の通りとします。

9. 輸送の安全に関する内部監査結果

平成29年4月から平成30年3月において、本社及び現業部門に対して、自動車運輸安全管理規程及び内部監査手順書の規定により内部監査を実施し、不適切でないことを確認しております。